(様式第1号 (表紙)) (H28.8改正)

7-7-2106-2F-079

提出日: 平成29年/月20日

岐阜 労働局長 殿

キャリアアップ助成金 «キャリアアップ計画書»

使用者侧代表者名:

労働組合等の労働者代表者

ROTTA di Dio 录田智裕。

上野 文義



※管轄労働局確認欄

受付日:平成3年(月26日。

受付番号: 16477 ・

確認日:平成29年2月/3日

確認印:





(様式第1号(共通))

【共通事項】

ロッタデ ィデ イオ

①キャリアアップ管理者	(氏名):	永田 名	習裕。	役職	代表	4
情報	(配置日) :			年/月/		
②キャリアアップ管理者 の業務内容	事業所におけ 人事労務管理 また労働者へ	、正規層用	目転換実施	に関す	る業務、	に係る

(事業所情報欄)

				ROT	TA di	Dioत्री	田	智裕	e	(0	
(T50)1-32	159)	a	7.4				*******				,,		
岐阜	県	週市-	ŀΞ	塚北	11-4	6								,
0575	-22-(801 ,	10					®	且当者	ř	永	田.	智裕	etu
用する	,労働	b		2	į.		수	(8)	金本金	その名	W.	0 .	万円	d
1	(t)	小企業	Ď.	⑩主	たる。	事業	100	美容美	趋					
2	大:				,	9	,							
2	I	0	6	-	1	0	1	7	5	4	-	5	4	
都通	府県	肝管	PF	蛋(1)			都常	产番号				楔	萨号	
2	1	1	0	5	0	5	1	7	0	2		0	0	0
	岐阜 0575 用する 1 2 2 都選	岐阜県 0575-22-0 用する労働	0575-22-0801 用する労働	(〒501-3259) 。 岐阜県関市十三: 0575-22-0801 。 用する労働 1 中小企業。 2 大企業 2 I 0 6 都道府県 席世 所で	(〒501-3259) * 岐阜県関市十三塚北 0575-22-0801 ** 用する労働 2 1 中小企業。 2 大企業 ②主 2 1 0 6 - 都道府県 *** 所管(1)	(〒501-3259) * 岐阜県関市十三塚北II-4 0575-22-0801 **	(〒501-3259) 。 岐阜県関市十三塚北11-4 。 0575-22-0801 。 用する労働 2 。 1 中小企業 ② 主たる事業 2 大企業 ② 1 0 6 - 1 0 部選府県 歴史 所管(1)	岐阜県関市十三塚北11-4 ** 0575-22-0801 ** 日する労働 2	(〒501-3259) 。 岐阜県関市十三塚北11-4 。 (6)ま (6)ま (6)ま (7)ま ((〒501-3259) 。 岐阜県関市十三塚北11-4 。 0575-22-0801 。	(〒501-3259) 。 岐阜県関市十三塚北11-4 。 ⑥担当者 1 中小企業 ② 人 ③資本金の名 1 中小企業 ② 大企業 2 大企業 2 1 0 6 - 1 0 1 7 5 4 都道府県 *** 所催(1)	(〒501-3259) 。 岐阜県関市十三塚北11-4 。 ⑥担当者 永 ② 八 ③資本金の額 1 中小企業。 ② 2 、	(〒501-3259) 。 岐阜県関市十三塚北11-4 。 ⑥担当者 永田 永田 永田 京る労働 2 。 人 ⑧資本金の額 0 1 中小企業 2 大企業 2 大企業 2 1 0 6 - 1 0 1 7 5 4 - 5 祭道府県 州地 所催(1) 新幹番号 校日	(〒501-3259) 。 岐阜県関市十三塚北11-4 。 ⑥担当者 永田 智裕 日する労働 2 。 人 ®資本金の額 0 万円 1 中小企業。 ②主たる事業 美容業 2 大企業 2 1 0 6 - 1 0 1 7 5 4 - 5 。 都道府県 席世 所衛(1) 森幹番号 校番号

(代理人・社会保険労務士による提出代行者または事務代理者欄)

四代理・代行		社会保険労務士					
	1 代理人	2 提出代行者	③ 事務代理者				
④ 代理人等氏名	村化一名塔士事務所 社会保険学者士 驚藤	糧之(制)					
⑤ 住所	(〒277 - 8520)		NICHTON AND AND PROPERTY OF A SECTION AND A SECTION ASSESSMENT OF A SECTION ASSESSMENT				
	千葉県、柏市若柴(118番:	地4相0葉+44210214	8衛区 2-6F KOIL				
16電話番号	(090)1810 - 141	4					





(様式第1号(計画))

【キャリアアップ計画】

①キャリアアップ計画 期間	平成29年2月1日 ~ 平成36年/月3/日。
②キャリアアップ計画 期間中に講じる措置 の項目 *1	
③対象者	<正社員化コース> * ・配属後半年を経過した契約社員及びパートタイム労働者 ・
④目標 (人材育成を講じる場合、訓練後に期待されるスキルや能力、その選成状況に応じた処遇の在り方)	<正社員化コース>。 ・対象者のうち、双方が正社員化を希望するものに対して正規雇用への転換を図る。
⑤目標を達成するため に器じる措置	<正社員化コース> 。 正社員雇用労働者へ振換するため昇格試験を実施。 。
⑥キャリアアップ計画 全体の流れ	<正社員化コース>。 正規雇用の労働者への転換するための制度整備を行い、対象者の範囲や制度内容を見知した上希望する契約社員、パートタイム労働者を募集し、昇格試験などの評価により正規雇用への転換を判断する。 ◆

